

# 日本ITAD協会(JITAD)「輸出用リユースプリンタ機器類の製品化基準」

基準※1	対処事項※2	輸出者による証明方法※3
全般	<p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(所謂「バーゼル法」)の適切な運用を目的として、環境省が策定した「使用済み電気・電子機器の中古品判断基準」に基づいた基準。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「輸出用リユースプリンタ機器類」とは、直接に再利用が可能である完全動作品である使用済みのプリンタ機器類をいう。直接に再利用が可能である完全動作品とは、電源を入れれば直ちに正常機能する機器類を云い、破損・故障物件を輸出先で修理して再利用するものや部品取り・素材利用、廃棄を目的としたものは含まれない。プリンタ機器類とは、コピー機、プリンタ、複合機、印刷機、プロッター、その他オプションとして付属する機器(ソーター、フィニッシャー、給紙デッキ等)をいう。</li> <li>○ リユースプリンタ機器類の製品化を行ない輸出を行なう事業者は、日本ITAD協会の認定資格である「情報機器リユース(再利用)取扱事業者」とともに「輸出用リユース(再利用)情報機器取扱事業者」を取得しなければならない。</li> <li>○ 輸出用リユースプリンタ機器製品化登録者は、「輸出用リユースプリンタ機器類の製品化基準」の対処事項に則って機器類を選定、検査、梱包、積載、記録を行なう。また、これら機器類は個別に物件管理を行い、トレーサビリティの確保に努めなければならない。</li> <li>○ 「輸出用リユース(再利用)情報機器取扱事業者」は、輸出用リユースプリンタ機器類に日本ITAD協会指定のロゴシールを貼り付ける。</li> </ul>	
①年式・外観	<p>破損や傷、汚れがないこと(大幅な修理が必要な場合は中古使用とは見なされない)</p> <p><b>【年式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新製品製造から10年以内。ただし、輸入国で製造年数を規定している場合はその条件にしたがう。</li> </ul> <p><b>【外観】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 電源プラグの溶痕、変形のないこと、電源コードに劣化、断線、亀裂がないことを確認する。</li> <li>➢ 製品のネジが緩んでいる場合は締め直す。</li> <li>➢ 機器に次のような部分的欠落や不良があるかどうか確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器の部材が抜かれ、装置外形に穴が見えるものは中古使用とはみなされない。</li> <li>・ 元の機器原型を留めていないものは中古使用とはみなされない。</li> <li>・ 機器の液晶画面が割れているものは中古使用とはみなされない。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【記録】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 確認結果について、個別に記録し管理をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別製品ごとに、製造年・型式・メーカー及び破損等のないことを確認し、その結果の記録、もしくは、その事実を確認できる書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。記録については、開披せずとも確認できるようにしておくこと。</li> <li>・また、求めに応じて目視可能な状態にしておくこと。 ※ 製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておくこと。</li> </ul>
②正常作動性	<p>通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること ※ 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと</p> <p><b>【検査等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 機器が正常に作動することを確認する</li> <li>➢ 「異臭のないこと」及び「異常音のないこと」を確認する。</li> <li>➢ 操作パネルの画像が鮮明であること(輝度・コントラスト確認)を行う。</li> <li>➢ 印刷データ、受信履歴情報、FAX機能使用時の相手先番号が装置内部に保存されている場合は、装置に内蔵された消去機能等を用いてこれらデータの消去(初期化)を行う。</li> <li>➢ 機器の作動に必要な付属品、消耗品(感光体ドラム、トナーカートリッジ等)が欠損している場合は、現地での使用方法、付属品や消耗品等の調達方法を確認する。</li> </ul> <p><b>【記録】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 確認結果について、個別に記録し管理をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別製品ごとの正常作動検査の結果、個別製品の種類ごとの正常作動検査方法及び検査実施状況を撮影した写真を記録し、検査内容に責任を負う事業者名・連絡先と併せて、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。開披せずとも記録を確認できるようにしておくこと。</li> <li>・税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておくこと。</li> <li>・左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸出国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> <li>・内蔵された蓄電池については、その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> </ul>
③梱包・積載状態	<p>荷姿等が適切であること(集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること)</p> <p><b>【梱包・積載方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 個別に梱包等を行い、整然と積載する。</li> <li>➢ 積み込みを行なうまでの間、風雨等にさらされないよう屋内で適切に保管する。</li> <li>➢ 操作パネルには、発泡スチロールや段ボール紙等の緩衝材により画面の保護を行う。</li> <li>➢ 輸送中の機器破損や部品の紛失防止を目的にオプション機器や部品等を取り外して積載をする場合、どの装置が一式であるか判るように型番や製造番号を管理する。別コンテナに分かれて積載となった場合、同時期のコンテナに積載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真(コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上)を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> </ul>
④中古取引関係	<p>契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること ※ 当該契約書等には、 1. 使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容(取引価格に関する情報を含む) 2. 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること</p> <p><b>【書類の保管】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 契約書や船積書類等により取引の事実関係等を証する書類を保管する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「輸出用リユースプリンタ機器類」の販売に関する内容(物件、価格、数量等)が記載されていること。</li> <li>・ 直接に再利用が可能である完全動作品である使用済みのプリンタ機器類の売買であることが明記されており、破損・故障物件を輸出先で修理して再利用するものや部品取り・素材利用、廃棄を目的としたものでないことが明確なこと。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> </ul>
⑤中古市場	<p>輸入国において当該製品の中古市場があること</p> <p><b>【輸入国の情報収集】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認する。尚、消耗品である感光体ドラムやトナーカートリッジ等の入手が輸入国において継続的に可能であるかを確認する。</li> <li>➢ 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入が認められている場合は、その政府許可等を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> <li>・輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認められている場合は、その政府許可等を提示可能な状態にしておくこと(英文以外は、その翻訳(日本語又は英文)を提示できるよう配慮すること)。</li> </ul>

※1 「基準」は、『使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準(環境省)』と同一。  
 ※2 「対処事項」は、中古品判断基準に必要な対処事項として、一般社団法人日本ITAD協会が定めたもの。  
 ※3 「輸出者による証明方法」は、『使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準(環境省)』と同一。